

市 消 第 305 号
令和 6 年 7 月 25 日

福岡市消費生活審議会
会長 徳本 穰 様

福岡市長 高 島 宗一郎



第 3 次福岡市消費者教育推進計画の策定について（諮問）

福岡市における消費者教育の推進については、令和 2 年に策定した「第 2 次福岡市消費者教育推進計画」に基づき、一体的かつ総合的に推進してまいりました。

近年、消費者を取り巻く環境は、商品サービスの多様化やデジタル化の進展などにより大きく変化しており、消費者トラブルも複雑化しています。また、令和 4 年に成年年齢が引き下げられたことによる若者の消費者被害が増加する一方で、高齢社会の進展とともに高齢者の健康や生活の不安に付け込むような悪質商法等の手口についても複雑化・巧妙化が進んでいます。

このような中、第 2 次福岡市消費者教育推進計画が令和 6 年度に終了いたしますが、安全で安心できる消費生活の実現を目指し、引き続き消費者教育を推進していく必要があります。

つきましては、第 3 次福岡市消費者教育推進計画の策定について、貴審議会のご意見を伺いたく、福岡市消費生活条例（平成 16 年福岡市条例第 56 号）第 32 条第 1 号の規定に基づき諮問いたします。